

大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）（第9条第2項及び第18条第2項を除く。）に定めるところによる。

(専用区画の面積)

第4条 専用区画（設備運営基準第9条第1項に規定する専用区画をいう。）の面積は、児童1人につきおおむね1.75平方メートル以上でなければならない。

(開所日数)

第5条 放課後児童健全育成事業を行う者は、放課後児童健全育成事業所（設備運営基準第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所をいう。）を開所する日数について、1年につき291日以上範囲内で、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第6条 設備運営基準（設備運営基準を改正する命令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している放課後児童健全育成事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成26年 9 月 9 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

児童福祉法（抄）

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

省 略